

各市町村介護保険主管課長 殿
(地域包括支援センター担当)

福岡県保健医療介護部長

新型コロナウイルス感染防止等のための
地域包括支援センターにおける対応について (通知)

本県の保健医療介護行政の推進につつまして、日頃から御協力、御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置を実施すべき区域として本県が公示されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されます。

については、地域包括支援センターの業務における感染防止策について留意事項をまとめましたので、これを参考に感染防止に必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

記

1 基本的留意事項

いわゆる「三つの密」を避けるとともに、職員の手洗い、咳エチケット等の徹底、事業所内の換気等の励行、発熱等の風邪症状がみられる職員の出勤免除や外出自粛勧奨等を行う。

【参考】

「三つの密」(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和 2 年 3 月 2 8 日(令和 2 年 4 月 7 日改正)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という 3 つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

2 個別留意事項

(1) 研修会等について

- セミナー、研修会、講座等のプログラムの実施に当たっては、実施の必要

性を精査した上で可能なものは延期する。また、実施する際には感染リスクに充分配慮する。

(2) 相談支援等について

- 相談支援を行うに当たっては、電話等による対応を積極的に活用するなど、職員と相談者の接触の回避に努める。
- 対面での相談対応を行う場合は、予約制とすることや、個別の相談ブース、相談室を利用すること等による相談者同士の接触の回避に努める。
- 訪問による支援については、感染防止に留意する。
- 地域ケア会議の実施については、緊急性を考慮した上で実施の必要性を精査するとともに、実施する際には、1の基本的留意事項等に充分配慮する。

問い合わせ先

福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課在宅介護・予防係

TEL：092-643-3250

FAX：092-643-3253